

## 村井議員

### 2、保育行政について

①次に、障がい児や発達に課題のある子への保育士加配について、伺います。

福山市は、全国に先駆け、障害のある幼児の保育に取り組んできました。

必要な保育士の加配や加算については、障害児保育促進事業で対応しています。福山市独自の制度拡充が行われていることについては、評価するものです。

私立保育所における保育士の加配に関する予算措置については、「交付要綱」別表に示していますが、

① ②の手帳保持及び同等の障害児については、1人につき月額7万2270円が支給されます。

この額では、障害児保育に対する知識・経験を有する保育士を正規に採用することは、困難です。

③に該当する障害児については、各保育所における対象児童の人

数から①②の人数を除いた数に3万6130円をかけて支給することとされています。

この額では、臨時採用の保育士を配置しても、食事や排泄などの補助に必要な人員配置も十分ではありません。

少なくとも対象児童のいるクラスごとに保育士が加配できるよう、助成額の引き上げを行うこと、保育現場の実態を把握し、要望を良く聞き、発達を保障できる人員配置が出来るよう助成制度を拡充することを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

**答弁** 次に、保育行政についてであります。

次に、障がい児保育に係る保育士の加配についてであります。

国の「障がい児保育 推進事業」が、一般財源化された2003年度（平成15年度）以降は、本市独自の施策として、障がいのある児童を受け入れている私立保育所に対し、助成を行っているところであります。

引き続き、障がい児や発達に課題のある児童の状況や現場実態の把握に努めながら、本事業を推進してまいりたいと考えております。

以上